

平成25年第2回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成25年3月22日（金曜日）

議事日程（第7号）

平成25年3月22日（金）午後2時00分開議

第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第15号から議案第20号、議案第28号、議案第29号、議案第47号、議案第53号、議案第56号から議案第59号、議案第73号、請願第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第5号から議案第8号、議案第21号から議案第25号、議案第48号から議案第50号、議案第54号、議案第55号、議案第60号、議案第62号、議案第72号、陳情第1号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第9号から議案第14号、議案第26号、議案第27号、議案第31号から議案第33号、議案第51号、議案第52号、議案第61号

第2 議案第63号

第3 議案第64号

第4 議案第65号

第5 議案第66号

第6 議案第67号

第7 議案第68号

第8 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君

21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	山田富巳夫君
総合政策課長	高松登君	行政改革長	清水忠雄君
島嶼づくり推進課長	藤井光君	世界遺産推進課長	高橋則夫君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	計良孝晴君
交通政策課長	渡邊裕次君	市民生活課長	川上達也君
税務課長	田川和信君	環境対策課長	児玉龍司君
社会福祉課長	本間優君	高齢福祉課長	佐藤一郎君
農林水産課長	渡辺竜五君	観光商工課長	伊藤俊之君
建設課長	石塚道夫君	上下水道課長	和倉永久君
学校教員課長	吉田泉君	社会教育課長	小林泰英君
両津病院院長	塚本寿一君	選挙管理委員会事務局長	木下勉君
監査委員局長	源田俊夫君	農業委員会事務局長	島川昭君
消防長	深野俊之君		

事務局職員出席者

事務局長	名畑匡章君	事務局次長	村川一博君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第15号から議案第20号、議案第28号、議案第29号、議案第47号、議案第53号、議案第56号から議案第59号、議案第73号、請願第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第5号から議案第8号、議案第21号から議案第25号、議案第48号から議案第50号、議案第54号、議案第55号、議案第60号、議案第62号、議案第72号、陳情第1号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第9号から議案第14号、議案第26号、議案第27号、議案第31号から議案第33号、議案第51号、議案第52号、議案第61号

○議長（祝 優雄君） 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

〔総務文教常任委員長 中川隆一君登壇〕

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第15号 佐渡市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、佐渡市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関して必要な事項を定めるため、佐渡市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、地域における民間との給与格差の状況を考慮した職員給与とするため、新潟県の給与制度に準じ、佐渡市職員の給与に関する条例等、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。地方公務員法第14条に定める情勢適応の原則に基づき、職員給与が佐渡市の情勢に適応するよう対処すること。

議案第17号 佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の第3次男女共同参画基本計画に新たに盛り込まれた項目について総合的に企画調整し、本市の次期計画に反映させる等のため、佐渡市行政組織条例等、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、緊急情報伝達システムの整備に伴い、羽茂地区の地域限定告知放送を廃止する等のため、佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第19号 佐渡市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、携帯電話用通信鉄塔施設のうち第2世代携帯電話サービスが終了したことに伴い、施設の一部が不要となったため、佐渡市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市情報通信施設条例を廃止する条例の制定について。本案は、現在市内3カ所で運営しているオフトーク施設について、施設の老朽化や加入者が減少していること及び緊急情報伝達システムの整備に伴い、情報通信施設の一元化を図るため、佐渡市情報通信施設条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 新市建設計画の変更について。本案は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債に関する法律により、合併特例債を起こすことができる期間が延長されたため、新市建設計画を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について。本案は、現行の佐渡市辺地総合整備計画の期間終了に伴い、新たに平成25年度から27年度までの次期計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第47号 平成25年度佐渡市一般会計予算について。本案は、平成25年度佐渡市一般会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ523億円とするものであり、平成24年度の骨格及び肉づけ予算を合算した当初予算と比べ約27億円、率にして5.5%の増となるものであります。歳入では、基幹財源である市税収入の確保を考慮した上、地方交付税については国の地方財政計画における減少を受け予算計上されており、主な費目別構成状況は、市税53億5,594万8,000円、地方交付税214億円、市債134億4,350万円などであります。一方、歳出では人件費や一般行政経費の抑制を図り、合併特例債事業の計画的な実施を進めながら、重要課題である5つの分野に重点的に取り組むための予算が計上されており、主な目的別構成は、総務費86億950万9,000円、民生費92億3,015万1,000円、教育費92億8,655万7,000円、公債費75億3,351万8,000円などであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会が付した意見は次のとおりであります。

意見。総務文教常任委員会。1、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、交流居住・定住促進対策事業について。当該事業に係る定住対策補助金1,265万円のうち、定住促進団地コミュニティ施設建設補助金800万円については、合併前に計画された小木町の定住促進団地に集会施設を建設するものであるが、当該団地は現在居住世帯が8世帯と少なく、また近隣に利用できる類似施設もあり、当該施設の必要性はないものと思料する。さらに、施設建設費について100%補助を行うことは他地区との整合性の観点からも異例なことである。よって、本補助金の執行は見合わせるよう申し入れる。

2、2款総務費、1項総務管理費、11目空港対策費、空港対策事業について。佐渡空港2,000メートル化整備に向け、県の対応として県知事自ら地権者交渉を行い、早急に事業を遂行するよう強く要請すること。

3、10款教育費、5項社会教育費、4目図書館費、図書館施設管理事業について。中央図書館については、その建設位置も含めて6万市の自治体としてふさわしい図書館施設及び機能となるよう検討されたい。

市民厚生常任委員会。1、3款1項2目（老人福祉費）、介護施設等居住費助成事業（163万8,000円）について。本事業は、市が整備を進めてきた特養のユニット型個室について、本市においては低所得者層の割合が高い現状を踏まえ、低所得者がユニット型個室を利用した場合に当該居住費の一部を助成するものである。しかし、当委員会としては、特養待機者の現状等を考慮すると、多床室の整備こそが市民の要望に即した喫緊の課題であるものと思料する。よって、本市の高齢化の現状にふさわしい施設整備のあり方について、多床室を優先して整備できる特区等への取り組みも含め改めて検討するよう要望する。

2、3款1項5目（障害福祉費）、障害福祉施設等整備事業補助金（1,470万円）について。本補助金は、旧潟上保育園を解体し、しあわせ福祉会（畑野）が定員20名の障害者通所施設愛らんど新穂（仮称）を整備するに当たり、市が自己負担分の2分の1を補助するものである。当委員会としては、障害者通所施設等の整備について、今後とも障害者の生活の安定と向上のため積極的に推進するよう要望する。

3、4款1項5目（環境企画費）、老朽危険廃屋対策支援事業（500万円）について。本事業は、佐渡市環境基本計画に基づき、自然及び歴史的資源等と調和した景観を形成することを目的として、老朽危険廃屋の解体または撤去に対して補助を行うものであるが、当委員会としては、日本一お客様に愛される島を目指す本市にとって、その実現のためにも有効な施策の一つとして認識するところである。よって、本事業についてはさらに制度の内容及び予算額を拡充するよう要望する。

4、4款3項1目（医療推進総務費）、看護師等就業定着支援補助金（408万円）について。本補助金は、島外で活躍する島内出身看護職員（Uターン者）及び島外出身看護職員（Iターン者）が市内の医療機関に新たに勤務し、民間賃貸住宅に居住する場合に当該家賃を補助するものであるが、当委員会としては、市内の看護師不足の解消のため一層拡充すべきものとして認識するところである。よって、当該経費についてはさらに制度の内容及び予算額を拡充するよう要望する。

産業建設常任委員会。1、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会運営事業、研修旅費189万円について。当該経費は、前年度予算計上額と比較して63万円増額となっている。これは、視察研修の実施に当たり、農業委員の自己負担が生じないように委員1人当たり3万円を4万5,000円に拡充して予算措置されたものである。より研修の効果が上がるよう検討されたい。

2、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、林業振興事業について。森林再生促進事業補助金が1,615万円計上されているが、そのうち佐渡産材利用拡大のための金額は490万円である。市は佐渡産材利用拡大に向けさらに検討されたい。

3、8款土木費、7項住宅費、2目住宅建設費、耐震診断改修事業について。木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修に対する補助制度は市民にとって重要な事業であるので、市は当該補助制度を広く市民に周知し、利用促進を図ること。

議案第53号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について。本案は、平成25年度佐渡市ケー

ブルテレビ特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,700万円とするものであり、前年度当初予算と比べ1億220万円、率にして40.1%の増となるものであります。歳入では負担金及び使用料1億1,390万1,000円、一般会計繰入金2億4,094万9,000円などを計上し、歳出では人件費、事務費等に5,649万8,000円、番組制作費に4,491万1,000円、施設管理費及び整備費に1億7,623万2,000円などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第56号 平成25年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第57号 平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第58号 平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第59号 平成25年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上4議案は、平成25年度各財産区特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ次のとおりとするものであります。(1)、佐渡市五十里財産区特別会計予算42万9,000円、(2)、佐渡市二宮財産区特別会計予算245万5,000円、(3)、佐渡市新畑野財産区特別会計予算443万7,000円、(4)、佐渡市真野財産区特別会計予算386万1,000円。それぞれ歳入では受託事業収入及び財産収入などを計上し、歳出では造林事業費及び管理会費などを計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。財産区については、速やかに特別会計を解消すること。

議案第73号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算(第11号)について。本案は、平成24年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,788万9,000円を追加し、予算総額を580億2,061万7,000円とするものであります。内容は、平成25年3月2日発生の冬季風浪災害に係る災害復旧経費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 消費税増税の中止を求める意見書の提出を求める請願。本請願は、政府関係機関に対し、消費税増税の中止を求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長(祝 優雄君) これより質疑に入ります。

議案第16号 佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番(加賀博昭君) 改めて委員長の議案第16号に対する意見を復唱しておきます。地方公務員法第14条に定める情勢適応の原則に基づき、職員給与が佐渡市の情勢に適応するよう対処することと、このように読み上げております。そこで、お聞きしたい。佐渡における社会一般の情勢とはどういうものを言っておるのかということについて審査をやったかやらないか。次に、人事委員会のない自治体の扱いはどのようにすべきだという示唆が、国の情勢適応の原則というのです、地公法14条というの。そこで、それはどうするのかというふうに書いてあるのかどうか、まずこの点がはっきりしないとこれは字面読みになってしまう。そこで、さらに踏み込んで今の情勢でお聞きするが、現行条例案との今度の条例案の差異はどのようになったか分析したか。つまり金額その他ですね。それから、今度の条例改正案は現行給料表との差はどのくらいになっておるのか、以上5点についてお尋ねします。

○議長(祝 優雄君) 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 加賀議員のご質問にお答えします。若干答弁漏れがあったら申しわけありません。もう一度2回目のときをお願いしたいと思います。

まず、1点目であります。第14条については自治体のその地区の平均所得に合わせた情勢を加味してくださいという意味で当委員会としてはつけました。今回の条例の一部を改正することによって、現行の条例と、現在のものであると比較した場合、金額で約6,000万円ほどの減額になると聞いております。それで、給与表については低い、1級、2級職員については影響がありませんが、3級から6級、これは県に準ずるわけですが、県は10級まであるのですけれども、今回は3級から6級、6級が課長ということであります。済みません。もう一度答弁漏れのところ2回目の質疑をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の2回目の質疑を許します。

○22番（加賀博昭君） それでは、答弁漏れも含めて申し上げますが、地公法第14条は佐渡における平均所得と、こう言っておりますが、これは間違いで、つまり同じような職種、規模においての比較ということなのです、これは。平均所得といえば、佐渡の場合は零細企業が大半ですから、ぐんと下がるの当たり前。それでやったのでは法が精神がゆがんできます。なぜかという、もうちょっと踏み込みます。公務員の場合はスト権、俗に言う言葉で言うのだけれども、ストライキ権というのがないのです。それから、佐渡における一般労働者の労働組合というのは、給料が多いか少ないかは別にして、争議権を持っておるわけです。だから、そういう違いもあるので、だからこそ地公法第14条第2項ではそれが、つまりそういうもろもろの、もろもろというよりは私は争議権ということで申し上げているのですが、だからこそ人事委員会というものがあって、それが地方公共団体の議会と長に勧告することができる。残念ながら佐渡市には人事委員会というのはないわけなのだよ。では、そういうのはどうするかというふうに言っておるのか、そこまで踏み込んでの調査をやったかどうか。それから、佐渡市の職員の給与を地元の情勢に適應するようにという場合に、どの部分を捉えて言うのか、例えば本間組のようなものの給与をとるのか、はたまたどの部分を捉えて比較するというのか、その辺のところを踏み込んで調査をする必要があったと私は思うのです。やったかどうか。

それから、念のために申し上げておきますが、この地公法第14条の情勢適應というのは、これは平成18年ごろから国が言っておることで、それまでは国に準じてと、こういうことだった。それがこれに変わってきた。そうだとすれば、もう少し具体的なものが出ないと扱いが困ると私は思うのです。優秀な総務文教委員会でございますから、その辺のところも深く調査をされたのではないかと。改めてお聞きします。隣にもおるのですが。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 加賀議員の質問にお答えします。

説明としては、新潟県の人事委員会の勧告に基づく県職員の給与の条例に制度を合わせたいということの改正でありまして。新潟県においても佐渡市も含み民間企業の実態調査を行っておるということから、県の給与条例に準拠することがより地域の実態に近いものになるのではないかと説明がございました。その中で今議員がおっしゃったように第14条について深く審査をしたかということでもあります。それ

についてはそこまでの審査はしておりませんが、委員会の審査過程におきまして、委員のほうから県に準ずるものであったとしても佐渡の中から佐渡島民の給与の標準、このあれが先ほど議員おっしゃるように私の認識がちょっとで間違っておったのかもしれませんが、非常に高額にあるので、地元の情勢を見ながら検討していただきたいというような意見をつけたわけでございます。このことに関しては今回は深く委員会では掘り下げては審査をしておりませんが、また次の議会なりで所管事務調査で掘り下げて勉強してみたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の3回目の質疑許します。

○22番（加賀博昭君） 私の指摘したことについて、まだ総務常任委員会としてはその分野についてまで審査をしましたという答弁がないわけで、しかしながらこれは職員の労働意欲ということも考慮すべき重要問題でございます。はたまた市民も公務員、市役所の職員の給与はどうなっておるのかということについては、それはそれでまた関心のあることでございます。短絡した意見ではなくて、今後さらにこの第14条の情勢適応の原則というの一体国はどうせよというのだと。人事委員会のないのは、では県以外のは県下市町村が集まって人事委員会というのを構成する道があるのかどうかなどなど、かなり踏み込んだ審査をしないと、短絡した佐渡の賃金ベースに合わせて、市の職員の賃金ベースを合わせるといったって、行政事務やっておるのは県庁の出先機関があるか、そのぐらいのものだ。それから、学校の先生とかそういうのもおるわけ。だから、それに準ずる労働職として扱わなければならぬわけですので、今後さらに、優秀な総務文教委員会でございますから、しっかりとこの後もやっていただきたいということを付言して私のこの質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第16号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号 佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成25年度佐渡市一般会計予算について、猪股文彦君の質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 2点について産業建設常任委員長にお尋ねいたします。

まず、第1点は6款農林水産業費の農業委員会の研修費についてであります。貴委員会の意見では、非常に意味深な意見を付されております。というのは、1人当たり3万円を4万5,000円に拡充して予算措置されたものであるが、より研修の効果が上がるように検討されたい。どういう意味か、非常に歯に物が挟まったような物の言い方をされておりますが、私は数年前議会選出の農業委員をさせていただいたときに、行政の旅費規程に合わないということで、既に2万5,000円を3万円にしたと思います。しかも、今ほど質疑がありましたように、職員の給料についてもいろんなことが言われているときに、行革をしなけ

ればならぬのに50%も旅費を上げなければならないというのについては私には理解できない。しかも、農業委員会の視察は旧町村時代のあしき慣行によって観光バスでガイドをつけて移動すると。このため私が出ていたときには研修には議会選出の委員は参加しませんでした。今委員会がやるべきことは、定数も全く変わっていませんので、その是正等をやるのが喫緊の課題だと思うのでありますけれども、私の今申し上げたこの貴委員会の意見について私の今の質問に答えていただきたいと思います。

2つ目は、8款土木費の道の駅の管理委託料500万円ですが、これも既に質疑のときに質問させていただきましたが、道の駅の実態はなくなっており、単純に公衆トイレだけになっておると思います。そうしますと、トイレの清掃費として果たして500万が適当なのかどうか、これについてどのような審査をされたかお尋ねいたします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

村川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） それでは、猪股議員の質疑に対してお答えします。

まず、最初の農業委員会費の研修費でございますけれども、ご指摘のように3万円を25年度から4万5,000円に増額の予算措置がされております。これは研修費用なのですけれども、従来の農業委員会の研修は、議員が最初に指摘されたように、全員が一緒になって観光バスで行くというような指摘も委員会の中でありましたのですけれども、今までの委員1人当たり3万円の視察研修費ですと、県内のみの1泊2日の日程であっても個人の負担が求められておりました。今回農業委員の負担額の軽減と視察研修内容の充実を図るために4万5,000円に増額を認めたものですけれども、視察研修の実施方法に関して当委員会では、議員が指摘されたように、より佐渡市の農業振興に有意義な視察となるように研修単位を少人数とした班別の行動や、視察目的の明確化や、角度を広く、視野を広く、また多方面へ視察を少人数でしていただく等々、非常にたくさんの指摘が議論されました。

それから、定数に関しては、実は23年に定数改選がございまして、46人から42人に4名減少しております。それで、この視察研修予算とは関係ないのですけれども、来月、4月ぐらいから次期改選に向けて定数がこのまま42人でいいのかどうかという検討に入るというふうに報告を受けております。

次に、土木費の道路橋りょう費の中の道の駅の予算でございますけれども、500万円、これは平成23年から周辺のにぎわいの復活を目標として学校法人新潟国際藝術学院に管理を委託した費用でございます。この費用が高いか安いという議論も当委員会の中でもしました。しかし、現在の管理運営方法に関しては市の総合政策課と島づくり推進課、それから建設課、さらに民間の佐渡汽船、佐渡農協、そして学校法人新潟国際藝術学院の6者で構成する連絡会の中で協議、決定したものでございます。

内容ですけれども、道の駅としてのインフォメーション機能とトイレの清掃管理だけでなく、基本的にはトイレの清掃管理は365日24時間オープンという形で、インフォメーション機能に関しては学院の職員が1名常駐という形で午前9時から午後5時まで、それから駐車場整備、周辺の草刈り、そのほかにトラック市とかJAのイベント等々があるようなときには協力するというような形の管理委託を求めた予算でございます。委員会の中では2年たって3年目に500万出すことに関して疑問もあって、成果検証をしっかりやってほしいということで、この成果検証を今求めているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 猪股君の2回目の質疑を許します。

○17番（猪股文彦君） 今ほどまず農業委員会のことですが、定数を46から4名減らしたといいますが、実質的に議会が4名の推薦枠を最初から2名にしていたと、それを条例上減らしたということで、実質2名減というふうなことです。せつかくの委員長のお答えでしたけれども、実態はそういう実態だということを申し上げておきたいと思えます。

それから、委員長がご答弁ありましたように、委員会の中ではやはり私が指摘したようなことが問題だったというふうなことでありますが、これはやはり執行部の査定においても、あるいは農業委員会の事務局長においてもその辺のところはしっかりとアドバイスをしていかなければならぬではないかと思えます。

そして、3万円では行けないと言いましたけれども、私は鈍行を乗り継いで寒河江に1泊2日で行って、十分寒河江市及び農協、観光協会に行ってきました。それは議員だけで行ったわけですが、したがって、そのことで足りないということはないと思えます。仄聞するところによると、委員会で輪島の農業委員会が佐渡へ来たから、お返しにそちらへみんなで行かなければならぬというふうな話があったと聞きますが、審査内容はそういうことあったのかどうなのかということが1点。

それから、道の駅の件ですが、幾つかの団体の協議会があるようですが、そうしますと佐渡市が500万出して、各団体もそれぞれ運営費を出しているというふうなことになるのかどうなのか。そうであれば、総体の運営費が幾らなのかお答え願いたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

村川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） まず、1点目の農業委員会の研修視察旅費の件ですが、議員がご指摘のように、25年度は能登半島、輪島方面に視察研修を予定しているという報告がありました。これは、ご存じのように能登、輪島はジアスの農業で認定されたということで、佐渡市と同じような形で、佐渡市もジアスの農業をどのように今後佐渡の農業に生かしていくかという目的のために、ここに行くと、従来1泊2日の研修で済んだのですが、2泊3日になるということで、1人当たり4万5,000円の増額予算は26年度も続くという保証はないので、25年度は能登、輪島ということで4万5,000円を認めただけでありまして、こちらで棚田の維持管理、耕作放棄地とか遊休農地等々のいろんな目的別に1団体でなくて班を構成して視察をしたいということで、農業委員会という自主的な立場を尊重して、あとは自主的にしっかりやっていただくということでを予算を認めました。

それから、道の駅ですが、報告を受けていますのは市の出費している500万円のみというふう聞いておりますし、そういうところです。

○議長（祝 優雄君） 猪股君の3回目の質疑を許します。

○17番（猪股文彦君） 行政委員会の旅費を決める場合、通常ならば、今まで両津市及び佐渡市になっても幾らですよと、例えば議会においても幾らですよと決めた上で視察目的をつくって出かけるというのが通常だと思うのですが、極めて異例なことであり、これは今委員長が審査内容でお聞きしましたけれども、なかなか市民の理解は得られないというふうに私は考えます。そこで、委員長のほうから農業委員会に対してどのような形で口頭で意見内容をもっと詳しく伝えたかどうか、1点。

それから、道の駅は今委員長のご答弁によりますと、佐渡市だけが出しているお金で6団体がやっているというのは、どうもこれも理解に苦しみます。そうすれば、私が最初に指摘したように公衆トイレのみなことだと。公衆トイレは私あそこにあるのはいいことだと思うので、それをなくするのではなくて、ならば公衆トイレとしてどう運営していくかというふうを考えるべきだと思いますけれども、いま一度ご答弁お願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

村川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 視察研修費でございますけれども、これは民間の団体等々からの要望であれば議会としてもいろいろもっと踏み込んで厳しく議論するところですが、農業委員会という選挙で選ばれた形の独立した団体でございますので、この辺は自主的立場を尊重して、我々議会の視察研修においても人のふり見て我がふり直すという気持ちでやらなければいけないというふうに考えておりますので、これを可としたものでございます。

それから、道の駅ですけれども、これは道の駅として認定されるためには国土交通省のいろんな条件、たくさんの条件があるのですけれども、それに合致したということで認定されている施設ですので、これをなくしてしまうということも大変今後認可も難しいのと、佐渡市に道の駅なくなるということもありますし、現在こういう形で管理してもらおうようにしたのも、道の駅になったいきさつというのは、議員もよくご存じのように平成11年、旧両津市、新穂村が責任を持つと取り決めて道の駅として認定されています。ですから、今度3年目に25年度なるのですけれども、しっかり検証して今後の運営に関しては委員会も審査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 次に、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、一般会計についてお尋ねをいたします。

1つは、通告してあるとおりであります。元気な地域づくりの支援事業及び地域対策事業はこれまでの路線を転換をし、支所や行政サービスセンターを地域に役立つ組織とするということと関連する予算と思われるわけですが、具体的にはどのような活用方法になっていくのかお教え願いたい。

2点目です。甲斐市長になってからの今年度の方針の中で1つ特徴的だと思われるのが2番目の官民協働委員会事業であります。この官民協働委員会にこれまでの行革推進委員会等の設置、任務を担わせるというのが答弁にありましたが、ここに問題点はないのか、また市長が必要と認める者とは具体的にはどのような者を指しているのかお尋ねをします。

3点目、離島振興法も改正されましたが、離島航空路確保対策事業4,442万円、全部ではありませんけれども、における新潟・佐渡間の航路の赤字の負担分は、県に少なくとももうちょっと持つように負担をさせるべきだというふうに考えるわけですが、どのような議論がされたのか、また執行部の視点もどのようだったのかあわせてお伺いをいたします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員のご質問にお答えします。

まず、第1点目の元気な地域づくり支援事業と地域対策事業、安心、安全まちづくりということでございます。まず、安心、安全まちづくりにつきましては、これまで道路、河川等の修繕工事などで主に集落からの身近な要望に対して、これまでは経済対策ということで実施してきたものを、今回からこれは通常の事業として行いますということであります。それと、もう一つ、元気な地域づくり支援事業ですが、新規で3,000万円です。これにつきましては、先ほどと違いまして非常に特徴がある。議員がお聞きになりたいのはこっちが主ではないかと思うのですけれども、これにつきましては支所及び行政サービスセンター、金井地区に当たりますは総務課の市民相談室が地域の維持、活性化のために地域で計画したものを主体に行う事業でありまして、地域計画の作成、周知に係る費用だとか、あと急にその地区で道を直してほしい、ちっちゃなものであります。そういうものを支所長の権限ですぐに取りかかされると。そのため今までお金がなかったのを今回10地区にお金を分けるものでありまして、3,000万をこれは均等割と人口割で分けまして、ちなみに額を申し上げますと、両津につきましては495万、相川が330万、佐和田が375万、金井が315万、新穂が255万、畑野が270万、真野が285万、小木が225万、羽茂が240万、赤泊が210万ということで、この中で支所長の権限ですぐに事業を行えるということでございます。

2点目のご質問であります。官民協働委員会事業にということなのですけれども、行政改革推進委員会等の設置及び任務ということなのですけれども、問題はないかというご質問でございます。行政改革官民協働委員会事業は、雇用対策、観光振興、地域振興、防災対策、行政改革の5つの分野でそれぞれ委員会を設置するものでありまして、現在の行政改革推進委員会を今年度末に吸収いたしまして、官民協働委員会の中で運営することになるので、その設置と任務については何ら問題はないという報告を受けております。

また、市長が認める者についてということで、具体的にはどのような者かということでございますが、これにつきましては学識経験者や地域の代表者、特定したテーマにおいて特に専門的知識を有している者、そのような方々から市長が選任する者というふうに説明を受けました。

3番目の離島航空路確保対策事業4,442万円における航路赤字の負担額、県の負担をもっと引き上げるべきではないかということなのですけれども、議員おっしゃるとおり、佐渡空港は県営空港でございます。そうすれば引き上げるのは当然と思うところなのですが、この補助金につきましては、離島航空路の維持と確保を図って佐渡空港の2,000メートル化につなげることを目的といたしまして、平成23年度に県と佐渡市と新日本航空の3者間で覚書を交わしております。佐渡・新潟間の航空路の運行に対して補助を行っているもので、25年で3年目ということで、前年度も全く同じ金額です。覚書のとおりこれは補助していくというものでありまして、特に委員会において県の負担額を上げたらどうかということまでは話は及びませんでした。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の2回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） まず、甲斐市長になって地域を応援するための支所、行政サービスセンターを残すという話の関連ですが、まず第1点は安全・安心まちづくり事業を通常事業にするということなのですが、この1億円の配分は具体的にどうなるのか。

もう一つ、佐渡市に合併したときにもともと支所裁量の予算持っていて、使い方がでたらめだったとは言いませんが、非常に問題があるということで、それが佐渡市10年の中でだんだん縮小してきた経過があります。だとすれば、そこに何が問題があったのかということ、ちゃんとした仕掛け、仕組みづくりをしないで、先ほどでいうと両津495万円、300万円というような額ではあるのだが、きちんとした仕組みをつくらないと結局同じことに私なるのではないかと思うのだが、その辺の審査は、先ほどの話でいうと優秀な総務文教常任委員会ですから、どのような審査をされたのかお尋ねをしておきたい。

2点目です。市長が必要と認める者の中に例えば観光とかいろんなものがあるわけですが、業者とか会社みたいなものも含めるのかどうか。既に24年度からやっていますから、入っているのだろうと思うのですが、どうなのか。そこで、この問題では何ら問題がないとおっしゃるのですが、例えば市民から選ばれた行政改革推進委員会は条例で定めています。その任務はどうかということ、市長の諮問に応じて行革に関する調査及び審議であります。ところが、この官民協働委員会は、議会の方々、優秀な総務文教常任委員会ですから、わかると思うのですが、要綱でこの委員会は定められています。設置の中身はどうかということ、重要課題の解決を図るために解決策を企画をし、実践し、進行管理を行う委員会という、先ほどの行革推進委員会とこれ文言比べてみればわかるのですが、こちらのほうが極めて重い任務を持っているし、しかも実践までするということです。これが単なる要綱でつくられていいのかということ、優秀なる総務文教常任委員会の皆さんならおわかりだと思うのですが、その辺はどのように審査をされたのかお尋ねをしておきたいと思います。

3点目です。新潟・佐渡間の飛行機の問題ですが、23年の3者の覚書でやっているとはいうのですが、やっぱり委員会の中でなかったと言えればそれまでですが、やはり県が本来負担持つべきというのは一切なかったということよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員のご質問にお答えします。

まず、地域対策事業の1億円でございますが、これはどういう配分だということなのですが、これについては配分は、地区配分というものはこれについてはないと私は認識しております。

また、元気な地域づくりのほうなのですが、このルールづくりについては委員会の審査の中でもっと細かなルールというものが必要ではないか。例えば、現在はないのですが、1件当たりの上限、限度額については一応支所長、行政サービスセンター長に任せるということになっております。ある一定の金額を超えたのであれば、本庁のほうでやっていただくというような形で、金額については定めてはおりませんが、この委員会の中ではもうちょっと細かい1件当たりの限度額も含めたルールづくりが必要ではないかという議論にはなりました。

次に、官民協働のやつなのですが、現在民間で6名、職員で9名ということで、15名の委員が行財政改革官民協働委員会におります。業者は入っているのかということでもありますけれども、そのことについては私どもの委員会では業者が入っているかどうかということについては、あくまでも民間が6名というところまでしか聞いてはいません。

あと議員おっしゃるように、現在のものは条例化をされているのだが、今度新しいものについては条例

化をされていないということでもあります。そのことについては、審査過程では出てまいりませんでしたので、委員会でそのことについて審査はしておりません。

あと3番目の飛行場ですけれども、本当に負担を引き上げろという話が出なかったかということなのですけれども、負担額の県に対する増額を求めるといような意見につきましては全く出ませんでした。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の3回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 1点目の甲斐市長になって地域づくりの関係ですが、これで総務文教常任委員会は地域づくりがうまくいくというふうに判断したのでしょうか。やっぱりすぐできるとは思いませんが、少なくとも過去にこのようなことがあって、経過経てきているわけですから、過去の教訓を生かされているのかな、ちょっと私、いいことだと思うのですが、非常に疑問だと思うので、どのような判断をしたのか。判断したから、予算が通っているのだと思いますが。

2点目の官民協働委員会です。先ほど私が言ったように条例で定めている行革推進委員と、それよりも格が低い要綱で定めている官民協働委員会、実践、進行管理を行うという角度から見ると、極めてこれ任務は重い。実践まで書いてあるわけですから、そういう意味でいうと実際に実践して、市長の命令に基づいて実践していくというのはそれぞれの課であります。そことの関係も含めて、これはきちんと整理をしておかなければいけないのではないかと思うのだが、そういうところはどうだったのか。

それと、もう一つは、私ではない方からもありましたが、官民でなれ合いや便宜供与になりかねないから、情報公開をきちんとやるべきだ。要綱ですから、市長の判断で好き勝手に変えられるのです。やはり議会の権能としてはしっかり条例できちんと制定をして、課とのあり方も整理をしておくということが私は必要ではないかと思うのですが、調査していないというと、優秀な総務文教常任委員会ですから、していると思うのですが、答弁をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員のご質問にお答えします。

今ほどの条例化されていないということで、確かに当委員会では今回の審査過程においてそういうことは審査しておりませんが、議員おっしゃるとおりなので、今後総務文教常任委員会としてそのことについて審査をしてみたいと考えております。

元気な地域づくりですけれども、これにつきましては確かに一度支所についていたものがなくなったということなのですけれども、これは執行部側からぜひもう一度地域に元気になっていただきたいというよな意味合いも込めまして、こういう予算を新規に盛ったということでございます。もしこれが本当に成果を生まないようであれば、そのときはまた考えていかなければならないとは思っております。

○議長（祝 優雄君） 次に、加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 大きくは3つ質問をします。

第1は、2款総務費、6目企画費の定住促進対策事業の補助金800万円について申し上げます。これは、コミュニティ施設建設補助金と予算説明書ではうたっておるわけですね。そこで、第1点の質問は、定住促進だから、よそから来た人に対するこれは配慮だろうと思うのですが、一体全体補助率は100%だの何

だのということがうたわれておりますが、こういう予算を組んだというからには関係者と話し合っておったのではないかと、その辺のところの調査はしっかりやったのかどうか、総務文教常任委員会として。でなければこんな予算が提案されるわけがないと私は思うのです。

それから、結論を申し上げますが、やっぱりこれはだめな品物だということになったら、意見なんかつける時代ではないのです、もうこれは。議会が予算修正をして消滅させてしまう、このぐらいのことをやらなければ立派な総務文教常任委員会とは言われませんよ。俺さっき立派な総務文教常任委員会と言ったけれども、これは立派ではないよ。私が総務文教常任委員会におったらこれは予算修正です。と私は思うのだが、予算修正やらぬかさという意見が出なかったのかどうか。もし出なかったとすれば、私はこの800万の補助金については定住促進という特別な事業との絡みがあるので、認めざるを得なかったのだというような答弁があってしかるべきだと、その点についてお尋ねしておきます。

次に、2款11目、空港対策事業について、2,000メートル化対策については、市長はかねてから同意は佐渡市がとるのだと、こう言ってきたわけです。だったら総務文教常任委員会が詰めるべきはどこまで行ったのだと、しっかり詰めなければならぬわけでしょう。そこところは詰めたのか詰めぬのかが、1点。

もう一つ、予算説明書見ればわかる。促進協の負担金が326万あるだけではないか。これは負担金と書いてある以上、佐渡市以外からも出ておるといことだよ、これはお金が。促進協なるものの負担金を集めた総額は一体幾ら盛っておるのか、その金額をもってこれから何をやろうとしておるのか、そこを詰めなければ私は意味はないと思うのだよ。詰めたのか詰めぬのか。

次に、10款4目、中央図書館について、6万市にふさわしい図書館を検討されたいと、こう書いてある。私はすぐできると思うよ。本庁舎の古屋の造作やめればすぐ図書館できる。市役所を建てて、今の本庁舎を図書館にしてみなさい。6万市どころか日本一の図書館になります。しかも、20年もちますよ。駐車場もあるし、そう思うよ。そのぐらいの意見をつけなければ立派な総務文教常任委員会とは私は言いたいと思うのだよ。さっきはかなり褒めたけれども、ここでは厳しい指摘をしておく。

以上3項目お尋ねしたが、お答えください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 加賀議員のご質問にお答えします。

まず、1点目であります。定住促進対策事業の補助金800万円につきましてでございます。これは意見にも書いておるのですけれども、合併前の小木町のときに出ていた話であります。委員会の審査におきまして、それは今のほかの地区との整合性や100%国県の補助金もないというところで行うことについては整合性がとれていないので、いかがなものかと指摘をしたところ、執行部のほうからもそれでは再考する時間が欲しいという旨のご発言があったために意見をつけさせていただきました。加賀議員がおっしゃるように修正ということにつきましては、当委員会の審査の中ではそういう発言はありませんでした。

また、2点目の空港対策事業でございますが、促進協の補助金でございます。これにつきましては、佐渡市が今年度326万円をつけているものですが、ほかからはどうなのだという事なのですが、委員会の中では細かい審査は行っておりませんが、私の記憶では民間企業15団体で計55万円たしか負担金が徴収されていたように記憶をしております。

あと図書館の問題でございます。これは、委員会審査においては図書館建設に係る予算は計上されておりませんので、具体的な審査は行っておりませんが、その委員会審査の中で、議論の中で中央図書館については6万市にふさわしい施設となるように設備、機能等の充実を図るよう、またその建設費も十分検討するようという意見が出ました。それで、意見をつけさせていただいたのと、あと新庁舎建設に関連してということですが、そのことに関連する意見というものは委員会の中では出ませんでした。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の2回目の質疑を許します。

○22番（加賀博昭君） 非常に重要な問題がいいかげんな扱いをされておる。つまり2款総務費の6目企画費の定住促進、これは補助率も100%、その恩恵を受けるのは8人組、それから近隣に類似の施設があると。そうなれば、これはさっさと議会が始末つけてやるわということで予算修正をするというのが当たり前なのです。これからの議会というのはそういう権能も持っておらねばならぬし、それだけの見識もなければならぬ。だけれども、今回委員会はそこまでやっていなかったわけだから、そのことを今追及したってだめだから、今後のあり方としてだめなときは議会が修正する、そのぐらいの迫力を持ってやってもらいたいということだけを申し上げておく。言い分があったらひとつ2回目でもた言ってください。

次に、2款11目というのは、これは極めて重大なのです。飛行場の問題でしょう。県営空港ですから、知事が出てきてやるのは当たり前。しかし、佐渡市が住民同意は佐渡市がとると言ったのでしょうか。私は、それ以外にいろいろなこと知っておるのだけれども、今ここで言うことが果たしていいかどうかというふうに思われるので、言いませんが、しかし予算の上から見ればでたらめではないですか、これは。促進協に対する326万円、これは補助金ではございませんよ、委員長。負担金ですよ。負担金だということは、ほかの者も出しておるということではないですか。ところが、その負担金も委員長のうろ覚えで55万ぐらいで何団体かが出しておるとい程度。予算の上ではこれしかないではないですか。2,000メートルをやるというのは促進協しかないわけでしょう。もっと厳しい意見をつけるべきだと私は思います。そんななら市長は直ちに行って知事と膝詰め談判せよと。今度は何か佐渡市出身の国交省から副知事が来るというような話がきょうの新聞に載っております。ならば上のほうからも一発、そこに藤井総合政策監もおるわけで、上のほうからPIやれと、パブリックインボルブメントというやつ、そのぐらいやれというぐらいの意見はつけるべきではないかと、同じつけるのなら私は思うが、委員長、今どう思っておるか、俺に言われて。お答えください。

それから、図書館なんていうのは簡単さ。あの古屋の造作やらないで今の本庁を図書館にしてみなさい。それはあなた、立派な図書館になりますよ。それから、図書館に付随して例えば市民が集まって、そしてコミュニティ、お話をしたり利用したり、そして行政とのつながりを持っていくというようなこともできるすぐれた私は図書館ができると思います。しかし、これは私が判断しておることでございますので、先ほど委員長はその点についてそういう審査はしておりませんというのだから、改めて答弁せよなどということは言いませんが、そのぐらいの発想がこれからの議会には要るのだということだけ申し上げておきます。

それでは、前段の部分についてご答弁を願います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 加賀議員のご質問にお答えします。

今後委員会におきましては、加賀議員からご指摘されないように、権能を高めるように努力をしてまいりたいと思っております。

それと、2点目、空港でございます。先ほど答弁漏れておりました。委員会で現在執行部に対して問いただしたのかということでございますけれども、同意の数字的には変わってはおりませんが、地権者との信頼関係は大変深まっておいて、着実に進展しているというふうに報告を受けました。それと、甲斐市長のほうでは市では空港事業進めていくことになる県や県議会及び自民党県連等に対して働きかけをしているのだということも聞いております。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の3回目の質疑を許します。

○22番（加賀博昭君） 1点だけ。どれかといえば2款11目、空港対策。これはそんなのろまなこと言っておるときではないのです。高野市長のときに私が決まりを破って副議長を5カ月やったのだ。知事とも話をしたのだ。そこで1つのルールが敷かれたなと思ったから、私は金光議長に辞表を出した。それからどのくらいたっていますか。ただ地権者のところ行ってご挨拶に来ましたというようなことを言っておってはだめなのです。だめなら手かしてくれと言ってきなさい。知事交渉はやってあげますよ。私はこんな気持ちです。そこで、きょうのところはもう間に合わぬが、今委員長の答弁だと市長もいろいろやっておるみたいだというような程度の答弁でございますが、もうそんなこと言っておるときではない。これ以上放置したら佐渡市がなめられる。だめならこっちに委託させてもらいましょうか、やってみせますよというような気持ちなのですが、特にこの私の質問を受けて答弁があればやればよし、なければ答弁は要りませんが、飛行場問題というのはまさに佐渡市がなめられておるかどうか。このなめられておるところを挽回できるかどうか。佐渡市には国交省から来ておる藤井総合政策監もおる。先ほど私申し上げた。今度は副知事がまた国交省から来るというのだ。まだ議会の同意得ていませんが、得られたら一層これは本気になってやってもらいたい。委員長の答弁を求めるといふよりは、この議場におる皆さんから聞いてもらいたいから、あえて大きい声を出しておるのだ。だめならやりますよと。こんな気持ちであります、こっちは。委員長、答弁するならやってください。

終わります。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 加賀議員のご質問にお答えします。

今ほどの3回目の質問をぜひ次期6月定例会におきまして、一般質問で甲斐市長始め執行部の方々にぶつけていただければと思います。

○議長（祝 優雄君） 次に、議案第47号 平成25年度佐渡市一般会計予算について、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。日本共産党を代表して議案第47号 平成25年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

佐渡市の大きな節目である市町村合併から10年目の本年度予算は523億円ですが、国の経済対策を受けた3月補正予算の62.7億円と合わせると585.7億円と佐渡市になって最大級の大型予算であります。国の経済対策を言うまでもなく、地域経済や市民の暮らしは極めて深刻な状況であります。昨年市長に就任をした甲斐市長の本年度の施政方針でも、重点にすべき5つの課題のトップに雇用環境の悪化を上げております。今年度の予算を見る場合、まず深刻な雇用や地域経済に市としてどう立ち向かい、市民の暮らしをどう応援するのが1番に問われなくてはなりません。

さて、反対討論を行うといっても全てが悪いわけではないので、一定程度評価できる点について述べます。支所が地域発展につながるようにとのこれまでの支所廃止の方針を転換した甲斐市政は評価できますが、先ほどの質疑でかなり疑問になってきているところではあります。少々期待してみたいかなと思っています。深刻な雇用に対応するためと思われる雇用実態調査事業や若者定住支援事業があります。また、脱原発方向を目指すと思われる新エネルギー導入事業がかなり増額をされており、介護状態をつくらないための健康づくりの介護ボランティア制度や特養ホームの入所負担を軽減する介護施設入所等居住費助成事業の市の独自の施策は、不十分ながら評価できると現時点では思っております。

賛成できない点について指摘をします。まず、甲斐市長も重点に上げている雇用対策、政策であります。1つは、深刻な雇用と言いながら市の積極的な対応がありません。市長になりたての昨年9月は、佐渡市の解雇状況に対応して、正社員を1年以上雇用した場合3カ月分、50万円を支給するという総額で1,500万円の助成事業を行いました。2月末時点で6人しか継続雇用が生まれませんでした。その結果、この事業は25年度から姿を消しました。幾らお金を助成しても仕事がないところに雇用は生まれません。佐渡市が佐渡の業者に雇用を働きかけるのですから、まず市自身が手本を示すとともに覚悟が重要です。市長も現在のデフレ脱却は働く人の賃金を上げることだと私の質問に答弁しましたが、働く人の雇用賃金を上げるとい問題です。

1つは、市発注の仕事で地域内経済を循環させることでもあります。その点では、市ができることは公共事業や品物などの物品調達などを思い切って地域にこだわることです。質問でも提起しましたが、市の公共事業は平成20年の65億円が最低でしたが、平成23年度では120億円になり、市町村合併以前の水準近くになっています。ところが、そこで働く人は低賃金のままです。これは、公共事業の設計入札価格がたび重なる引き下げで、そのしわ寄せは働く人の賃金に回っているからであります。この問題は、私以外にも数年前から提起をされているものであります。仕事は出すが、そこで働く人が一体幾らもらっているかも把握していないというのは問題外であります。先ほど言いましたが、新規事業で雇用実態調査事業を評価すると言いましたが、これを待つまでもなく行うべきです。姉妹都市の国分寺市などでは、市の発注する公共事業や品物の物品調達に地域内経済循環をつくっていくきちんとしたルールをつくり、条例まであります。条例まで行かなくとも指針で対応しているところもあります。これは、市がやる気になればすぐできることでもあります。

2つ目、4月から3つの保育園が民営化されますが、ここでの雇用は半分が非正規職員です。私立保育園へは、人件費が中心の運営費の補助が国から行きます。これは、職員が正規か非正規を問わずに出され

るものであります。しかも、既にある3つの私立の保育園では同じ基準の運営費補助にもかかわらず、正規職員雇用で頑張っています。佐渡市で初めて公立から民間へ移行するこのときだからこそ、既にある私立保育園と同じ雇用をするように市がやるべきだが、その姿勢が全くない。加えて指摘すれば、一般質問でも明らかになりましたが、これは何も難しいものではなくて、国の保育園運営費の基準原則が正職員による保育単価や保育となっていることもつけ加えて指摘をしておきます。

3つ目は、国を挙げてデフレ脱却で動いています、賃上げの問題です。今全国的には最低賃金を1,000円に上げようという運動が広がっていますし、当面の課題としてパートや非正規の働いている方々の賃金を100円値上げしようというのが切実な課題となっています。佐渡では、常時雇用で専門性が求められる非正規職員が多数います。専門職は本来正規であるべきですが、少なくともこういった方々の賃上げはすべきであります。

次に、福祉関連です。評価できるところで触れましたが、特別養護老人ホーム入所者への居住費を軽減する制度に足を踏み出したことは評価できる大きな一歩ですが、対象者が20人、163万円というのは本当の小さな一歩です。また、入所待機者が多くいるにもかかわらず、真に必要な待機者は少ないという答弁でしたが、市民からは驚きの声が上がっています。こういった姿勢では現実に困っている市民には対応できません。高齢化の進んだ佐渡市だからこそ待機者ゼロを目指す姿勢が重要です。また、介護保険だけではこういった高齢化に伴う課題には対応できません。民間に施設をふやせばいいというだけでなく、市独自の施策、対策を農業や観光分野のように取り組むべきであると思います。

次に、県との関連です。改正された離島振興法は、今議会でもほかの議員も取り上げましたが、上下水道もちろんですが、離島の総合的なハンディの改善義務が、国の責務規定が新たに加わりました。抜本的に改正された離島振興法が実施に移るわけであり、国の果たすべき責任はもちろんですが、身近な新潟県政がきちんと離島振興に責任を果たすべきは当然であり、その初年度でもあります。新潟県が先導して進めてきた離島初の流域下水道を合併10年を境に新潟県から佐渡市へ移す移管問題です。市の答弁では現在県と交渉中というものだが、事業にかかった費用の26億円から35億円を佐渡市へ負担を押しつけようとしています。また何だかんだ言いながら県の言いなりになるのだろうというのが市民の声であります。後でも若干触れますが、26、35億円もあれば本などは好きなだけ購入できます。この問題は現在の下水道法に問題があることは国政レベルでも議論されています。また、現在の与党自民党政調会長の高市早苗議員が平成22年3月19日付で、政府への質問主意書で法改正や負担のあり方について政府の姿勢をただしています。市町村合併と流域下水道の問題は、全国的な課題であります。現在の与党の政調会長の提起でありますから、法改正へつなげるべきであります。流域下水道というそもそもの仕組みは、事業規模や内容から見れば、これは広域行政の県が責任を持つものであります。今後施設そのものの修理や維持がますますふえるわけでありますから、佐渡に仮に移管するとしても負担をゼロにすること、そして今後の運営に関しても県に何らかの負担を持たせるべきであります。佐渡出身の2人の県会議員もいます。絶対に佐渡市が負担を持つべきではありません。

県との関連では、先ほども問題になっておりましたが、離島交通です。離島にとって交通が極めて重要なことは言うまでもありません。現在新潟・佐渡間の空路の負担が県と折半というのはどう考えてもおかしい。少なくとも以前の水準に戻すべきであります。また、北陸新幹線開通絡みで小木航路の船について

も、新聞報道では両津航路と同じように自治体への負担を求めるかのように報道されております。この間の佐渡市における病院建設や両津航路の新造船の負担を持たない新潟県政の姿勢は、今後も極めて憂慮されます。県道に面している小木地区の老朽家屋問題も同じ性質のものだと思います。新潟県政の政治の光を離島佐渡市に当てるべきだというのは、全ての島民の思いであります。県に話はしたがといった程度の姿勢ではなく、オール佐渡の思いであるとの姿勢で頑張るべきです。佐渡からは県議員も2人います。くどく指摘をしておきます。

合併10年問題です。合併10年以降、歳入である地方交付税が5年間にわたって減らされます。甲斐市長は失われた20年と言いましたが、ある議員は合併10年無策無能で5,000億円垂れ流してきたと断じました。私は、同じスタンスには立ちませんが、10年間で5,000億の予算を使ってきたことは紛れもない事実であります。今後の交付税減も今わかったことではありません。10年目以降交付税減に対して、これがあろうがなかろうがですが、無駄な箱物をつくらないこと、無駄なものは削減は必要ですが、行政リストラ、何でも民営化、削減路線は間違いです。仮にこれを行い佐渡市財政がよくなっても、市民の暮らしがだめになったのでは全く意味を持ちません。佐渡市財政は市民のためにあります。佐渡市10年間を見ますと、佐渡市発足と同時にあの小泉構造改革が地方財政を直撃しました。国民や地方の反乱と言われる2007年の与党の惨敗した参議院選挙を境に、地方への地方交付税の手直し、経済対策面が加わり、地方財政そのものへの助けとなってきたことは紛れもない事実であります。平成の大合併で合併10年を迎える市町村は数多くあり、同様の課題を持っています。国への制度改変や改正離島振興法の立場で制度そのものを変えさせるべきであります。

次に、先ほど質疑をした官民協働委員会の関係であります。あんなにひどいとは思わなかったので、急遽つけ加えます。私が指摘をしたように要綱で定めて、中身は実践までするということになっていきます。これは、議会がどうこう言う前に執行部としてきちんと直すべきだということを指摘をしたい。

最後に、お金がないと言って事業を削減する問題に触れます。1つは、長寿を祝い、高齢者を支援する敬老祝い品の支給事業です。これまでも行革路線の中で大きく縮小されてきましたが、今年度は現行の93歳以上の長寿の高齢者に支給していたものを年齢を引き上げ、削減します。佐渡は高齢化の島です。高齢者やその世帯が、わずかだが、喜んでこの制度を削減することは問題であります。この予算の削減額は88万5,000円であります。

もう一つは、図書館の削減、縮小する問題です。佐渡は世界遺産だ、佐渡学だ、文化の島だということにと市民から驚きの声が上がっています。言うまでもありませんが、図書館は国民の学習権や知る権利を保障する施設であり、知的創造を生み出す地域の情報拠点、子供から高齢者まで生涯学習を支援し、子供の学習を支える地域のバックボーンにもなる施設であります。また、佐渡特有の知的遺産を保存、活用する施設でもあります。この図書館が図書館であるためには、専門職がいてこそ機能が発揮できます。ところが、現在でも不十分な地域にある図書館、図書室を専門職のいない無人化するのが現在の方向で、行政リストラ以外の何物でもありません。図書館全体のレベルアップが必要ですが、今回の答弁では今年度の予算約3,700万円余りあれば現行水準を維持できます。年間700万円程度の図書費の購入をどうするかと、財源が大変だから、縮小というものであります。市民からは、財政が大変だと言いながら、どうなるかもわからないガラス張りの国際会議場に15億円も使い、その一方で市民が多く活用する図書館などの身近な

施設を削減する市政と、それに賛成し、押し進める議会に怒りの声が上がっています。

以上が反対理由です。図書館削減方針や敬老祝い品縮小を知ったある市民の方は私にこう言いました。市政も議員も口ではいろいろ言うが、心根が見えた、政治は目先の金計算だけではない、1年を知りたいれば花を植え、10年を知りたいれば木を育て、100年を知りたいれば人を育てるという言葉、これこそが政治だと語っていましたが、そのとおりであると最後に強く指摘をし、討論とします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第47号に対する討論を終結します。

これより議案第47号 平成25年度佐渡市一般会計予算について採決を行います。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号 消費税増税の中止を求める意見書の提出を求める請願について、中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 私は、日本共産党を代表して、請願第1号 消費税増税の中止を求める意見書の提出を求める請願について賛成討論を行います。

まず、ここにいらっしゃる無党派の皆さんを始め会派に所属しているお一人お一人、議員の皆さん、この請願は佐渡市にとっては重要な一つであることは間違いありません。私たち一般質問などで何回も取り上げてきました。請願は、消費税増税の中止を求める請願を佐渡市議会が採択し、政府に意見書を提出することを求めています。地域経済、社会保障、暮らし、福祉などにとって増税はだめだと、だめなものはだめで、はっきりと政府に消費税増税は中止してくれと言っています。一部に増税は決まっているからと言う方もいますが、多くの人は反対しています。現在政府と綱引き状態であります。言葉は悪いですが、政府は国民をだましながら増税計画です。今すぐ増税中止と、この1点で皆さんと力を合わせて増税中止すべきであります。

請願趣旨は、長期のデフレ不況と大震災からの復興に懸命の努力が続く中、2012年8月10日、消費税率を2014年4月に8%と、2015年10月に10%へと引き上げることを柱とした社会保障と税の一体改革関連法が成立しました。しかし、世論調査によれば、年が明けても過半数の国民は消費税増税に反対しています。この15年間に国民の平均年収は約100万円も下がり、年収200万円に届かない労働者は1,000万人を超えています。また、地域経済を支える中小業者の営業と暮らしも大変な深刻な事態となっています。このような状況下でさらなる消費税増税の負担増がのしかかるならば、ますます家計消費は冷え込み、倒産だとか廃業が加速し、地域経済は決定的に破壊されます。その上いまだに復旧、復興できず、未曾有の困難、苦境に追い込まれている被災地にも甚大な影響を及ぼすことは明らかです。消費税収は社会保障を財源に使うと言われますが、そもそも消費税は低所得者ほど税負担が重く、逆進性が強いと、弱い者いじめの税金

で、社会保障財源としてはふさわしくありません。税金の使い方を国民の暮らし、福祉優先に切りかえて、260兆円を超える内部留保を抱える大企業や大資産家に応分の負担を求める必要があります。つきまして、貴議会において下記の事項の請願を採択し、意見書を国に提出していただくよう要望します。請願事項1、消費税増税の中止を求める請願を採択し、政府に意見書を提出していただくこと。請願趣旨と請願事項は以上ですけれども、皆さん、ご理解できますよね。市民の切実な内容、声に対して私たち一議員として、皆さんお一人お一人がイエスかと、答えを出さなければならない責任があるのです。

今日までテレビ、新聞、国会見てどうでしょうか。消費税増税の根拠は総崩れですよ。消費税10%は社会保障と税の一体改革だと、その社会保障のためという政府の口実は、生活保護の大幅削減を突破口に社会保障の全ての分野で給付削減と負担増が計画され、既に崩れ去っています。議員の皆さん、勉強されているから、おわかりですよ。50代の男性はこう言っていますよ。安倍政権の生活保護費切り下げで働きたくても働ける場所はなく、生活は大変ですと、最後のとりでの生活保護費を1万円も削られ、その上消費税増税になれば生きていけないと、こう言っています。政府は消費税増税は財政再建のためと言いますが、佐渡は別としても、大都市環状道路や国際コンテナ戦略港湾など、巨大公共事業のばらまきが復活し、もはや通用しません。

皆さん、東日本大震災から2年、今も被災地は復旧、復興とほど遠い生活が続いていることはご存じだと思います。住まいを見ると、約31万5,000人超の被災者が仮設住宅などで避難生活をしています。その仮設にも多くの入居待ちがいます。また、これから住宅を再建する被災者にとって消費税増税は大打撃となります。皆さん、国会でも取り上げ、大問題になっていることがあるのです。それは、岩手県では住宅の再建に平均2,000万円かかります。消費税が今後10%になれば200万円となり、支援金300万円の大半が消費税で消えてしまいます。消費税の増税が復興の妨げになると。消費税増税、こんなことはやめるべきではありませんか。

政府与党の消費税増税議論には、国民への莫大な負担増の影響への考慮が欠けています。国会論戦で繰り返し指摘されていた逆進性、低所得者対策も転嫁問題もほとんど放置したまま税率アップへの準備が進められています。マスコミはどうか。マスコミも歳出の無駄を削り、納税者間の負担をできるだけ公平にすることを前提にした消費税増税だったはず、こんなことでは一般の国民は納得できまいと懸念を表明しています。マスコミでさえこう言っていますよ。私は、難しいことは言いません。今まで消費税増税になって、5%になって、社会保障、福祉、佐渡の暮らし、生活がよくなったでしょうか。弱い方たちが安心して暮らせるようになったでしょうか。皆さん、生活し、肌で感じてわかりますよね。暮らし、生活がよくなっていないのです。国民生活、佐渡の生活と日本経済、佐渡の経済にははかり知れない打撃を与えます、これは。消費税増税はきっぱりと中止すべきです。この1点で皆さんと力を合わせましょうよ。

今回TPP参加断念を求めるTPPについて佐渡市議会は声を上げて、佐渡農業を守る立場で、地方自治法の規定に基づき、関係機関に意見書を提出してくださいと農協の関係者から陳情が出ています。佐渡の民主党と日本共産党は、この陳情には賛成ですよ。それ以外の会派は、国がもうTPP参加を決まったということで、こんな農協の陳情はだめだというような意見が多数を占めていました。結果継続審査になっていますけれども、決まったことはだめということを言っていますけれども、国の理不尽な進め方は絶対許さないと、今闘わなくていつ闘うのですか。消費税増税反対と、TPP断固反対しなければ市民生活

は困るのです。だからこそ消費税増税は中止すべきです。

最後に、無会派の方はもちろん、会派に所属している議員の皆さん、この請願は消費税増税の中止を求めていますよ。一人一人の議員にかかわる重要な問題であります。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（祝 優雄君） これより請願第1号 消費税増税の中止を求める意見書の提出を求める請願について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則の定めるところにより、原案について起立により行います。

念のため申し上げます。消費税増税について中止すべきと思われる方は起立をしてください。もう一度申し上げます。消費税増税について中止すべきと思われる方は起立をしてください。

それでは、お諮りします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択となりました。

次に、さきに議決をしました議案第16号、議案第47号及び請願第1号を除いた総務文教常任委員会に付託した案件についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午後 3時49分 休憩

午後 3時58分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

〔市民厚生常任委員長 大澤祐治郎君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） それでは、当委員会に付託されました委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定いたしました。会議規則第109条及び第143条の規定に基づきご報告を申し上げます。

議案第5号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第7号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定に

ついて、議案第8号 佐渡市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について。以上の4議案は、地域主権改革一括法により、これまでの法令により定められた基準が各自自治体の条例に委任されたことに伴い、当該基準についてそれぞれ規定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第21号 佐渡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、佐渡市国民健康保険事業財政調整基金に積み立てる決算剰余金の額について、10分の1を下らない金額と定めている現状規定が必ずしも実情に適さない場合もあるため、当該規定を予算で定める額に改めるよう佐渡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第22号 佐渡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の改正により、配偶者から暴力を受けた被害者に対する医療費の助成に関する要件が改められたこと等に伴い、佐渡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第23号 佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例及び佐渡市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、障害者自立支援法の題名が平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められることに伴い、関係条例において当該法の題名を改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第24号 佐渡市子ども会館条例を廃止する条例の制定についてであります。本案は、金井小学校の新設に伴い、放課後児童クラブの設置場所と金井小学校体育館に併設するため、佐渡市子ども会館を公の施設として廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第25号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、本年5月7日で任期満了となる佐渡市の固定資産評価審査委員について、次期任期から委員定数10人以内を3人に改め、あわせて東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の公布による臨時特例措置として、平成26年度から平成35年度までの各年度の個人市民税均等割の額に500円を加算するよう、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第48号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億1,200万円とするものであり、前年度比は9,200万円、1.3%の減額であります。主な内容は、適切な医療の提供を行うため保険給付費を計上し、また被保険者の健康の保持、増進を図るための保健事業費を見込むとともに、後期高齢者医療及び介護保険にかかわる所要の費用を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第49号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計について、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ7億1,770万円とするもので

あり、前年対比は810万円、1.1%の減額であります。主な内容は、後期高齢者医療制度の円滑な運営を行うため、新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第50号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計予算についてであります。本案は、平成25年度佐渡市介護保険特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億2,760万円とするものであり、前年対比は1億9,480万円、2.5%の増額であります。主な内容は、第5期介護保険事業計画の2年目の予算として、介護施設の整備状況及び給付動向等を加味して保険給付費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第54号 平成25年度佐渡市歌代の里特別会計予算についてであります。本案は、平成25年度佐渡市歌代の里特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,700万円とするものであり、前年対比は380万円、0.8%の減額であります。主な内容は、施設入所者及び短期入所に係る所要額を計上したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第55号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についてであります。本案は、平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,510万円とするものであり、前年対比は610万円、1.0%の増額であります。主な内容は、施設入所者及び短期入所に係る所要額を計上したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第60号 平成25年度佐渡市病院事業会計予算についてであります。本案は、平成25年度佐渡市病院事業会計について、収益的収支及び資本的収支の予定額を次のとおり定めるものであります。収益的収入24億5,941万8,000円であります。前年対比1,125万8,000円、0.5%の減額であります。収益的支出24億6,413万1,000円あります。前年対比は658万1,000円、0.3%の増額になります。資本的収入1億564万6,000円あります。前年対比は2,402万円、18.5%の減額であります。資本的支出1億4,921万円、前年度比は2,391万6,000円あります。13.8%の減額になっております。主な内容は、市立病院としての責務である地域医療の堅持のため、経営の効率化、安定化を図るものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第62号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてであります。本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律により、現在吉井、水津及び月布施の3郵便局で行われている戸籍等の証明発行事務について、その期限をさらに5年間延長するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第72号 佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、受給者が訪問看護を利用した際の医療費助成の方法を申請による償還払いから窓口における利用料負担に変更するため、佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

陳情第1号 八幡郷中集落開発センターに関する陳情であります。本案は、八幡郷中集落開発センターに関連して下記項目について陳情されたものであります。(1)、八幡地区自治会に対する公金支出を停止する。(2)、八幡郷中集落開発センターに関する新築登記、土地地目変更及び分筆登記の実施についてであります。(3)、八幡地区自治会に対する市長の認可の取り消しであります。審査の結果、不採択とすべ

きものとして決定をいたしております。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより質疑に入ります。

議案第25号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について、中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 議案第25号です。佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について質疑をします。

個人市民税均等割の額に500円を加算する、25%もアップするという、市民にとっては大変になるものです。3点お尋ねをいたします。1点目は、この条例は東日本大震災を受けてのものですけれども、この値上げ分は被災地復興ではなく、佐渡市の防災等に使うことになってはいますが、相川消防建設のように、津波警報が出たら逃げなくてはならないような佐渡市防災対策に充てられるのでしょうか、これが1点です。

それから、2点目は、個人住民税均等割は所得の低い人ほど重くなりますけれども、所得割のない市民の何人に一体課税されるのでしょうか。

最後、3点目は、課税自主権が基本ですけれども、円安などで今ガソリン代などが高くなって市民の皆さん大変困っています。悲鳴が上がっている中上げる必要があるのかと。以上3点について審査の中でどのようになっているのか伺います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

大澤市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） それでは、日本共産党、中村議員の質疑にお答えをいたします。

まず、質問の1点目ではありますが、税務課から今回の市民税の値上げに基づく増収額としては約1,300万円を見込んでいたとの説明がありました。これは一般財源とのことでありますが、平成25年度完了する市の緊急情報システム等に対する起債の償還金に充てられるとの説明を受けておりますので、そのようにご了解をいただきます。

次に、2点目の質問ではありますが、所得割のない市民について課税される人数ということではありますが、残念ながら当委員会審査の中ではそこまで踏み込むことがなかったため、具体的な数値を中村議員に発表することはできません。

次に、3点目の質問ではありますが、今回の法改正により標準税率が引き上げられたことに伴い、交付税が約1,000万円減じられる見込みであります。したがって、今回市民税を引き上げなかった場合、その分の市の一般財源を充てること、補填することが予定されている各種施策に影響が出てくることは明らかであります。したがって、今回の市民税の増額については、市当局としてもやむにやまれず決断したというせつない発言でありました。中村議員におかれましては、何とぞご理解を賜りますことを心からお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君の2回目の質疑を許します。

○13番（中村良夫君） 1点目のこの値上げ分は緊急情報に使うということはおかしい。緊急情報というのは、ご案内のように3.11東日本大震災前に計画されたということで私は理解しているのですが、佐

渡市のやり方は私問題だと思うのです。もっと3.11以降のものにやるほうが市民にわかりやすく、市民には理解できると思います。

2点目の所得割のない市民の何人に課税というのは審査やらなかったと。一番大事な点だと思いますけれども、やらなかったというから、仕方ありませんけれども、この条例は国は条例をやるかやらないかは自由だと聞いています。そこで、審査の結果賛成多数でしたが、何で賛成したのか、この議案に。賛成した委員の主にどういう理解で賛成されたのか伺って、質疑を終わりにしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

大澤市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） ただいまの中村議員のご意見に関しては、その趣旨は十分当委員会でも理解をしておるものでありますが、今後の当委員会審査の今の貴重な意見はひとつ参考にさせていただきたいと、そういうことで次回を期待してもらいたいと思います。中村議員においては何とぞ、特段のお勉強をしておるようでありますから。ご了解を賜りますよう伏してお願いをいたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第25号の質疑を終結します。

次に、議案第25号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 簡潔に行います。議案第25号 佐渡市税条例の一部を改正する条例制定について反対の討論を行います。

今質疑もありましたが、この条例は増税案です。平成26年度から平成35年度までの間市民税の税率を今3,000円のを3,500円に引き上げます。そして、市民税は、先ほどもありましたが、一般財源にもかかわらず、復興ということで被災地に行くのではなくて、佐渡の防災財源に充てられます。県も値上げをしますから、これまで4,000円だったものが25%の5,000円に増税されることになります。

反対する最大の理由は、税の基本は能力に応じたのが原則にもかかわらず、先ほどの質疑にもありましたが、均等割は低所得者で生計費さえまならない、そういった人からも税金を取るやり方になるということであります。市税務課の資料では、平成24年7月1日現在で市民税納税義務者数は2万6,560人ですが、そのうち所得が低い均等割のみの市民は3,963人です。この市民にとっては大変な負担増となります。先ほどの質疑でもありましたが、今円高で毎日使うガソリンや灯油の値上げ、今後電気料金の値上げや小麦関連の商品も値上げされます。高齢者の年金は引き下げられています。去年は、介護保険料が24%値上げで、基準額で年1万2,000円上げられました。国民健康保険税は、昨年1人当たり約10%の値上げで、7,511円も値上げをされています。こういったことの中での増税ということでもあります。また、今後予定をされている、今自民党、公明党、安倍政権は公共事業などの大盤振る舞いをやっていますが、このツケをとる消費税増税も今後予定をされております。市民の懐を直撃するこんな状況の中にこの値上げを行うことは、市民の暮らしの実態からして大問題です。

先ほども質疑の中でありましたが、この値上げをするかどうかは、国会答弁でも明らかなように、自治体の裁量でやめることができるものであります。現議会、現議員でない前の議員のときですが、3月議会

に提案されたときには、市議員選挙の前ということもあったのかもしれないが、審査をした市民厚生常任委員会では一旦否決をしたもので、これを受けて執行部が取り下げた案であります。市民の暮らしなどはこのときと全く変わっていないどころか、厳しさが増しているということを強く指摘をして、反対の討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第25号に対する討論を終結いたします。

これより議案第25号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 簡単に討論を行います。

平成25年度の国民健康保険の予算は本算定が6月です。その意味では暫定の予算であります。本算定の6月を見据えたものとなっております。国保会計の厳しさはこれまで何度も指摘もしてきましたし、過去の市民厚生常任委員会でも指摘をしているように、社会保障制度で国民皆保険の根幹をなす国保制度に対する国の持つべき負担を持たないという国の責任放棄、後退が最大の原因であります。一言で言えば、もともとの国負担の水準まで戻せば、こんな国保税を上げなくても済むのであります。

現在消費税増税と一体の税と社会保障の一体改革の事実上国保の広域化路線で、国民健康保険税の負担が重くなることが明白となっております。平成24年度本算定時過去最高の1人当たり8万5,000円だったものが毎年1万円近く値上がりすることは、昨年明らかになったとおりであります。昨年の試算では、1人当たりの国保税がことしが9万円台、26年には10万円台、27年度には11万円台となります。本算定ではありませんが、今回示された予算の繰入れなどはこの値上げの流れと同じ内容になっています。低所得者層が圧倒的多く加入していることが特徴なのが国民健康保険であります。深刻な経済状況の中でこの値上げが行われれば耐えられないのは火を見るよりも明らかで、佐渡市の加入者世帯は約1万1,000世帯、1万8,000人、この方々が苦しむことになります。

実は県内の市町村も同様ですが、新潟県政は市町村国保への補助金は2005年に廃止をしたままで、新たな財政支援も全く行われていません。この問題を見ても他県と比較してみても新潟県政の姿勢は問題です。指摘をしておきたいと思えます。

甲斐市長は、消費税増税について容認の姿勢を示すとともに、増税前にセーフティーネットがあるべきとの強い見解をこれまで示してきていますが、消費税増税の中身はあれこれいろいろ言いますが、国民健康保険など市長が言うような低所得者を守るセーフティーネットの対策は事実上ありません。国保財政や

この後の後期高齢者医療もそうですが、苦しさを生み出している大もとは国の政治です。国や県政がこのように冷たい政治を行う中で、当面身近な市政が市民の命と健康を守ることで頑張ることが必要ですが、答弁でも値下げするとかそういった方向は全く示しておりません。このことを指摘をして反対の討論いたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第48号に対する討論を終結します。

これより議案第48号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 八幡郷中集落開発センターに関する陳情を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則の定めるところにより、原案について起立により行います。

念のため申し上げます。八幡郷中集落開発センターに関する陳情について採択すべきと思われる方は起立してください。もう一度申し上げます。八幡郷中集落開発センターに関する陳情について採択すべきと思われる方は起立をしてください。

それでは、お諮りします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立なしであります。

よって、本案は不採択となりました。

次に、さきに議決いたしました議案第25号、議案第48号及び陳情第1号を除いた市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

〔産業建設常任委員長 村川四郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則109条の規定に基づき報告します。

議案第9号 佐渡市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議案第10号 佐渡市準用

河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第11号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 佐渡市水道事業及び簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。以上5議案は、地域主権改革一括法の施行により、従来国の法令において定められていた基準が各自治体で定める条例に委任されたことに伴い、それぞれ条例を整備するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、各処理区単位で定められていた下水道等使用料の金額を統一するとともに、地域主権改革一括法の施行により、従来国の法令において定められていた基準が各自治体で定める条例に委任されたことに伴い、佐渡市下水道条例の一部を改正する等、関係する条例の改廃を行うものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本案は、人件費及び維持管理費を料金収入で賄うため、接続率の目標を66%とするとの説明がなされたが、市財政の安定的運営のためには80%以上の接続率とする必要がある。よって、市は加入促進にさらなる努力をされたい。

議案第26号 佐渡市林業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、真野林業総合センター及び真野西部林業会館について、公の施設としての用途を廃止するため、佐渡市林業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、改正道路法施行令において追加された道路占用物件に係る道路占用料を条例に規定するため、佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 財産の無償譲渡について（真野林業総合センター）。本案は、真野林業総合センターを真野町土地改良区に無償譲渡するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第32号 市道路線の廃止について。本案は、一般交通の用に供する必要がなくなると認められる市道徳和10号線を廃止するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第33号 平成24年度佐渡市水道事業会計資本剰余金の処分について。本案は、平成24年度佐渡市水道事業会計において、補助金等で取得した資産の除却により発生する損失を資本剰余金で補填することについて、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第51号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本案は、平成25年度佐渡市簡易水道特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,890万円とするもので、前年度当初予算と比べ2億2,010万円、率にして17.5%の減となるものであります。歳入の主なものは使用料及び手数料3億1,336万3,000円、国庫支出金1億5,380万円、繰入金3億8,400万1,000円、市債1億1,630万円で、歳出では維持管理費1億6,627万3,000円、建設改良費4億350万円、公債費3億1,777万5,000円であります。審査の結

果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第52号 平成25年度佐渡市下水道特別会計予算について。本案は、平成25年度佐渡市下水道特別会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億1,570万円とするもので、前年度当初予算と比べ9,090万円、率にして2.8%の減となるものであります。歳入の主なものは使用料及び手数料6億3,467万6,000円、国庫支出金4億円、繰入金16億3,222万2,000円、市債3億5,160万円で、歳出では維持管理費5億8,164万8,000円、建設事業費9億2,513万3,000円、公債費14億8,181万1,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第61号 平成25年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、平成25年度佐渡市水道事業会計について、収益的収入の予定額を15億4,400万円、収益的支出の予定額を13億2,300万円、資本的収入の予定額を12億5,000万円、資本的支出の予定額を18億2,120万円とするものであります。主な事業は、両津地区における老朽管更新事業、藤巻配水池整備事業及び歌代・真野浄水場整備事業であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） これより議案第14号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 下水道条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

ちょっと質問わかりにくかったかもしれませんが、日本下水道協会が平成22年の6月に地方の下水道事業の推進ということで提言出しています。その中で何出しているかというと、下水道はかなり進んできたのだが、老朽化して更新が必要だと、そういう意味でいうと非常に財政措置が弱い中で、表に見えないけれども、下は大変だということが前提にあるという大提言があるのです。そういう角度でいうと、これは地域主権改革の一括法で市独自の基準を定めるわけなのですが、例えばそういったものにもらんだことが技術的にできたのかどうか。例えば平成20年に下水道の長寿命化支援制度というのができました。径の大きさによって制度の対象になる、ならないというのがあります。そういったこともらんだ上でやられたのか、技術的に無理なのかということもあるかと思うのですが、どうなのか。

2点目です。今言った同じような角度でいうと、私は安定経営のためには、80%以上だから、90も100もということにはなるのだが、そういう今後の維持管理の方針の問題、例えば耐震化の問題が今切実な課題になっています。そういったものも議論されたのか、その点聞いておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

村川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） それでは、中川直美議員の質疑にお答えいたします。

端的に言いましてこの議案第14号は、先ほど言いましたけれども、地域主権改革一括法に伴う条例基準を今まで佐渡市としてはなくて、国の法令に沿ってやっておりました。それで、今回も国の基準をそのまま佐渡市としては条例に適用しております。それと、もう一つは今回下水道料金の統一という大きい、今まで地域によってばらばらだった料金を統一しました。全体的には7,500万円ぐらいの減額になったわけですが、不名誉な全国4位近い高い下水道料金を30番台に、180市町村ぐらいあるのですけれども、

30番台になったというところまでございます。ですから、今後の修繕、耐震化などに関してのことはこの条例の中では審議はしておりません。

2番目のこれに関しても、通常の維持管理運営費を下水道料金の収入で何とかイーブンにできないかという審議をしました。ですから、施設更新とか必要な耐震化の予算に関しては審議はしておりませんが、執行部としては現在55%の接続率を66%まで持っていきたいと、66%まで持っていくことによって維持管理運営費、人件費を含むのが約イーブンになるという説明がありました。でも、ご承知のようにこれまでの累積の起債が240億円ほどありますし、毎年一般会計からの繰入金も国庫補助金も含めると20億近くありますので、委員会としては66%ではだめだと、将来のためには80%でも低過ぎるぐらいなので、そういう目標を立てて今回の住宅リフォームの下水道接続とか、それからこれは一番大事なことなのですけれども、市職員の方々に接続されていない方はマスト項目で100%接続を求めるような、庁内的にもそういう浸透を図ってほしいという審議をしました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、さきに議決いたしました議案第14号を除いた産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第63号

○議長（祝 優雄君） 日程第2、議案第63号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第63号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員、堅野よし子氏の任期が平成25年5月7日をもって満了となるため、その後任として金子真理氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1

項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号 佐渡市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第64号

○議長（祝 優雄君） 日程第3、議案第64号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第64号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員の任期が平成25年5月7日をもって満了となるため、山本守氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第65号

○議長（祝 優雄君） 日程第4、議案第65号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第65号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員の任期が平成25年5月7日をもって満了となるため、市橋悦男氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号

○議長（祝 優雄君） 日程第5、議案第66号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第66号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員の任期が平成25年5月7日をもって満了となるため、金子精一氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号

○議長（祝 優雄君） 日程第6、議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、本間春子氏の任期が平成25年6月30日をもって満了となるため、その後任に中川知枝子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

日程第7 議案第68号

- 議長（祝 優雄君） 日程第7、議案第68号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

- 市長（甲斐元也君） 議案第68号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市新畑野財産区管理委員の任期が平成25年3月28日をもって満了となるため、第1区、宇治秀三郎氏、第2区、齋藤英夫氏、第3区、猪俣昌志氏、第4区、矢川和彦氏、第5区、中川和行氏、第6区、小田榮太郎氏、第7区、中村邦彦氏を選任することについて、佐渡市新畑野財産区管理会条例第3条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件

- 議長（祝 優雄君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長から目下委員会において審査または調査中の事件につき、佐渡市議会会議規則第110条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。
よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。
-

- 議長（祝 優雄君） これで本日の日程は全部終了しました。
市長から発言を求められておりますので、これを許します。
市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成25年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって本定例会に提案をいたしました各種重要議案につきましては、慎重なご審議を経て議決をいただきました。厚くお礼を申し上げます。本定例会冒頭におきまして私の施政方針では、地域資源を生かした産業の育成と雇用の拡大を始め5つの重要施策について私の所信の一端を述べさせていただきました。議員の皆様からいただいたご意見、ご提言は重く受けとめているところでありまして、私自身も就任2年目の正念場の年として位置づけ、元気な佐渡を取り戻すための仕組みづくりから産業間連携などによる新たな取り組みへ本格化をし、一本立ちをさせるべく各種施策を効果的に展開をしまっている所存であります。あわせて支所、行政サービスセンターには地域支援係を設置をし、地域活動支援員との連携による地域住民の要望や地域づくりの活動などを支援する体制も整備をいたし、過疎対策を進めてまいります。また、離島振興法の改正におきまして、離島の国家的役割に加えまして、離島振興に必要な財政措置なども明確化されたところであります。本土との格差解消や本市の特色を生かした振興策を組み立てるなど、国の施策を最大限活用するよう努力をしております。

さて、先般安倍総理大臣が環太平洋経済連携協定の交渉参加を正式に表明をいたしました。私といたしましては、農林漁業を守れないTPP参加には断固反対の意思を示してきたところでもあり、今後も全国市長会などを通して本市の産業振興が損なわれることのないよう引き続き働きかけてまいります。今後とも市民との協働の理念のもと創意と工夫を重ねながら、日本一お客様に愛され、選んでもらえる島を目指して、自ら先頭に立って全力を傾注してまいります所存であります。

最後に、議員の皆様方におかれましては、ますますのご活躍をご祈念申し上げるとともに、市勢発展のため絶大なるご協力をお願いをし、閉会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で会議を閉じます。

平成25年第2回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 祝 優 雄

副 議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 中 村 良 夫

署 名 議 員 佐 藤 孝